

議 事 録

令和5年度四万十町農業委員会8月総会

日 時 令和5年8月29日(火)午後4時00分 開議

場 所 四万十町役場 本庁東庁舎 1階 多目的ホール

日 程

- 第1 指定第9号 会期の決定について
- 第2 指定第10号 議事録署名委員の指名について
- 第3 報告第11号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- 第4 報告第12号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 第5 報告第13号 非農地証明事務処理報告
- 第6 議案第17号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
- 第7 議案第18号 四万十町農用地利用集積計画の決定について
- 第8 議案第19号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく要請について
- 第9 その他

〔出席委員〕

- 1. 下元 弘章 2. 掛水 誠幸 3. 廣井 栄治 4. 小野 重明 5. 濱田 誠
- 6. 下元 誠一郎 7. 欠 席 8. 宮崎 恵美子 9. 山本 道雄 10. 東出 一茂
- 11. 土居 稔 12. 竹村 加壽子 13. 武内 道則 14. 吉良 榮 15. 竹内 純
- 16. 中原 英昭 17. 宮脇 眞弓 18. 梶原 美智 19. 太田 祥一
- 20. 中城 康子 21. 岡村 博晶 22. 西井 健夫 23. 西内 一隆 24. 市川 絢子
- 25. 常石 幸浩 26. 甲把 雄 27. 市川 正司 28. 大西 博之 29. 石田 芳秋
- 30. 欠 席 31. 武市 敏男 32. 山本 奨一 33. 橋本 健太郎 34. 平野 直人
- 35. 山崎 力 36. 上野 渡 37. 佐々木 通 38. 欠 席 39. 吉田 健夫

〔欠席委員〕

- 7 浜田 大彰 30 澤田 憲男 38 秋田 公幸

〔事務局〕

清藤 真希・杉本 孝成・池本 拓矢・森本 太貴・坂東 恭平・山川 美恵

会長

皆さんこんにちは。先ほどの全員研修大変お疲れでございました。昨年に引き続きリモートということで全員研修をすることになりました。年1回の研修でございますので、また皆さんによりしくお願いしたいと思います。全員研修で急に四万十町から地域計画について言ってくださいということで5分前に聞きまして、私の分かっている範囲で答えました。4時からの大変遅い時間の会になりましたが、一つだけ報告事項でございます。

8月17日に町議会の産業建設常任委員と我々農業委員会役員と農林水産課、大正、十和両地域振興局長が揃って意見交換会を行いました。

これはコロナ前から、毎年恒例になっておりましたが、コロナで3年ほど頓挫しておりましたが、今年は農業委員会が段取りをする番ということで、我々が段取り致しまして意見交換を行ないました。今日も話題にありました、地域計画の進捗状況の報告をまずしました。その後に議員さん、農業委員会、農林水産課、大正、十和地域のいろいろな現状とか悩みとか今後とかそういった部分の話をしました。議員さんの中にも農業をやっていない方もおまして、我々農業委員会の実際やっている農家の皆さんの生の声も聞いていただきまして、あとで懇親会も行いましたが、本当にいい会だったなと言っていました。

これは、四万十町の農業の大事な意見交換の場として、今後も続けていくつもりでございます。こういうことが農政にもまた活かしてもらえるような、またそういう意見交換の場になったらいいなと思ってやっております。大盛況と言う形でいろんな意見が出ましたという報告になります。それと、今から早生の方も刈っておる方もいると思います。天候が不順で晴れないとかあると思います。9月の中旬には中手の方が始まりますが、まだ暑い時期が続きますので、お体に気をつけて今後も農作業等に頑張ってくださいと思います。それでは4時からになりますが、8月総会どうか宜しくお願い申し上げたいと思います。

議長

ただ今から、令和5年度四万十町農業委員会8月総会を開会いたします。

総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。

今回の発声は議席番号12番 竹村加壽子委員にお願いします。

ご起立をお願いします。

憲章は、添付資料の最後でございます。

23番

～四万十町農業委員会憲章の朗読～

委員

～朗読～

議長

本日の会議に、7番浜田大彰委員、30番澤田憲男委員、38番秋田公幸委員から欠席の届けが出ております。

議長

次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定によ

り農業委員 18 名、推進委員 18 名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。

それでは、議事に移ります。

日程第 1、指定第 9 号「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。令和 5 年度四万十町農業委員会 8 月総会の会期は、令和 5 年 8 月 29 日の本日 1 日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日 1 日といたします。

次に、日程第 2、指定第 10 号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第 24 条第 3 項の規定により、議事録署名委員を 2 名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に 15 番 竹内純委員と 23 番 西内一隆委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて、日程第 3 報告第 11 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 11 号「農地法第 18 条の規定による合意解約について」を報告します。議案書は、3 ページです。件数は窪川地域の 4 件になります。借受人・貸出人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。

番号 1 番から説明します。番号 1, 2 番については同じ地番になりまして、耕作者と中間管理機構との合意解約、中間管理機構から所有者に戻る合意解約となります。まとめてご説明します。土地の所在地、興津字元地 3559 番、地目、田、面積、950 m²の内 856 m²です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和 5 年 8 月 9 日です。この農地については、ハウスでミョウガを栽培していましたが、病気が発生しやめられており、現在はハウスも撤去されております。所有者に戻った後は未定との事です。

番号 3, 4 番についても同じ地番になりまして、耕作者と中間管理機構との合意解約、中間管理機構から所有者に戻る合意解約となります。まとめてご説明します。土地の所在地、興津字元地 3635 番、地目、田、面積、541 m²です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和 5 年 8 月 7 日です。この農地についても、ハウスでミョウガを栽培していましたが、耕作者が今後農作業の効率化を図り、圃場の集約化を進めていく為、合意解約に至ったようです。現在はハウスも撤去されております。所有者に戻った後は未定との事です。

説明は以上になります。

議長 報告第 11 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

議長 特になければ、報告第 11 号は終わります。

議長 続いて、日程第 4 報告第 12 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 12 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」を説明します。議案書は、4 ページです。件数につきましては、窪川地域 1 件、西部地域 2 件の計 3 件になります。

なお、相続人の住所・氏名については、議案書のとおりです。窪川地域からです。

番号 1 番 土地の所在地、宮内字小太夫畑 2037 番、地目、田、面積、2,947 m²。他 5 筆あり、合計 6 筆。面積、11,100 m²です。届出日、令和 5 年 8 月 1 日、届出事由、相続。あっせん希望については、希望しないとなっております。窪川地域からは以上です。

続きまして、西部地域からです。

番号 2 について説明します。土地の所在、浦越字小路ノウ子 172 番 1、地目、畑、面積、398 m²です。外 1 筆あり、合計 2 筆で、面積が 646 m²です。届出日、令和 5 年 8 月 3 日、届出事由、相続。あっせん希望については、希望しないとなっております。

続きまして、番号 3 土地の所在、下津井字竹ノ路 298 番 1、地目、畑、面積 349 m²です。外 2 筆あり、合計 3 筆で、面積が 1,974 m²です。届出日、令和 5 年 8 月 4 日、届出事由、相続。あっせん希望については、希望しないとなっております。

説明は以上です。

議長 報告第 12 号について事務局の説明が終わりました。

これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

特になければ、報告第 12 号は終わります。

議長 続いて、日程第 5 報告第 13 号 「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 13 号 四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 6 項及び四万十町農業委員会事務局規定第 8 条第 5 号の規定により非農地証明書を発行しましたのでご報告いたします。議案書 5 ページをご覧ください。

今月は窪川地域から 1 件、西部地域から 4 件となっております。

番号 1 番。添付資料は 1 ページから 3 ページです。見付字カヤノ木 732 番 1、地目、畑、面積、154 m²です。申請地は 50 年以上前に農業用の井戸が掘られ、残地

部分は30年以上放置され原野となっています。令和5年8月8日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のウ やむを得ない事情によって10年以上耕作放置された土地、また証明基準のオ 農業用施設等に転用された土地のため非農地証明を発行しております。窪川地域からは以上です。

続きまして、西部地域からです。

番号2、土地の所在地は、木屋ヶ内字中屋敷118番3、地目、畑、面積、70㎡です。申請地は、20年以上前に災害復旧工事の際、う回路として使用し、その後駐車場として利用していたため、碎石も入っており、地面は踏み固められているため四万十町非農地証明書発行事務取扱要領 第4 証明基準のエ 人為的に転用した土地で既に20年以上経過している土地のため非農地であると認め、令和5年7月12日、担当委員と現地確認の結果、非農地証明を発行しております。

番号3、土地の所在地、下岡字下山口21番3、地目、田、面積、158㎡です。

申請地は、昭和52年に建物を建築し、現在に至っている状況で、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領 第4 証明基準のエ 人為的に転用した土地で既に20年以上経過している土地のため非農地であると認め、令和5年7月12日、担当委員と現地確認の結果、非農地証明を発行しております。

番号4、土地の所在地、里川字井ノ上253番、地目、畑、面積、34㎡です。申請地は70年ほど前から住居の一部が敷地に入っており、農地としては利用されておらず現在に至っている状況で、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領 第4 証明基準のエ 人為的に転用した土地で既に20年以上経過している土地のため非農地であると認め、令和5年7月18日、担当委員と現地確認の結果、非農地証明を発行しております。

番号5、土地の所在地、瀬里字イル谷口124番1、地目、田、面積、2,056㎡。他2筆あり、合計3筆、面積が2,582㎡です。申請地は平成21年頃より不耕作で、現在は原野となっている状況で、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領 第4 証明基準のウ やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄のされたため、農地への復旧が出来ない土地のため非農地であると認め、令和5年8月3日、担当委員と現地確認の結果、非農地証明を発行しております。以上です。

議長 報告第13号について事務局の説明が終わりました。
これは、事務処理報告ですが何かありませんか。
特になければ、報告第13号は終わります。

議長 続いて、日程第6 議案第17号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第17号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」をご説明します。

議案書は7ページです。申請地の位置は添付資料の12ページをご覧ください。
件数につきましては窪川地域の1件です。
譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。

番号1番 土地の所在地、壱斗俵字ヒメヤシキ518番2、地目、畑、面積、108㎡です。権利事由は所有権移転の贈与。譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手方の要望です。申請地では野菜を栽培する計画となっております。

以上、この議案につきましては農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 議案第17号について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。番号1番。6番 下元誠一郎委員。

6番 この案件につきまして、8月26日に譲渡人、譲受人双方より電話にて聞き取りを行ない、現地も見てきました。この農地は譲受人のおじいさんの時に、どこかの土地と交換しておったそうです。それで名義はそのままになっていたそうです。現況は畑であり、草も綺麗に刈っており11月頃には玉ねぎを植える予定だそうです。譲受人は実家のある宅地の管理や農地の草刈り等に、また地区の田役仕事などにも頻繁に帰ってきており、農地を効率的に利用しております。年間150日以上農作業に従事しており、取得する農地の周辺には悪影響がないことを確認しております。譲渡人は今後、田舎に帰る予定はないそうで、相続した家や農地の処分に至ったとのことでした。以上の結果、所有権移転は問題ないと判断を致しました。以上です。

議長 議案第17号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。
(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第17号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第17号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第7 議案第18号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第18号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。
議案書は10ページ、添付資料については13ページからになります。
別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和5年9月1日付で公告し

たい旨、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律 附則第五条第1項の規定により、四万十町長より提出がありましたので、ご審議ご決定をお願いします。

件数につきましては西部地域の2件となります。利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所、氏名、賃借料等はお手元の議案書のとおりです。

番号1、番号2につきましては利用権設定をうける者が同じになりますので、少しまとめて説明させていただきます。

番号1、土地の所在地、芳川字ソリ517番、地目、田、面積、815㎡。外3筆あり、合計4筆、面積、4,691㎡です。番号2、土地の所在地、芳川字堺谷528番、地目、田、面積、259㎡です。どちらも設定は更新の設定になります。期間は、令和5年9月1日から令和8年8月31日までの3年になります。作物は生姜を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。以上です。

議長 議案第18号について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。番号1番、2番。15番 竹内純委員。

15番 19日に現地を確認して来ました。圃場を見た限りでは適正に作業を行ない、他の農地にも迷惑をかけていないことを確認しております。そのため、また更新でもありますので、何ら2件とも問題はないと思います。以上です。

議長 議案第18号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第18号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第18号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第8 議案第19号 「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく要請について」を議案としています。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第19号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づく要請について」を説明します。議案書は11ページです。添付資料は18ページからご

覧ください。

議案に入る前に、この議案が公社へ促進計画案の作成を要請してよいかの審議となっていることについての説明をいたします。今までは公社を通じて貸借等を行うときは農用地利用集積計画と農用地利用配分計画により、出し手から受け手への貸借の流れでした。最近では一括方式となっています。今年4月1日から、基盤法などが改正され、公社が行う中間管理事業につきましても法が改正されており、集積計画や配分計画が、農用地利用集積等促進計画に改まりました。

なお、一括方式や相対の利用権設定は、地域ごとに市町村が策定する、地域計画が策定されるまでの間、最長令和7年3月末までは、従前的措置として残ります。この促進計画は地域計画が策定されているか否かによって、事務の流れが変わりまして今回の場合は、まだ策定されていない為、地域計画外の手続きとなり、促進計画案の作成を農業委員会から公社へ直接要請するというものになります。昨年度までしておりました再配分のように、前の受け手が作れなくなり、受け手から公社までの合意解約が成立している農地について、新たな受け手に貸借をするための手続きとなります。

件数につきましては窪川地域の2件です。受け人の氏名・住所についてはお手元の議案書のとおりです。

番号1から説明します。土地の所在地、大井野字松カサコ730番、地目、田、面積、2,824㎡、他1筆あり、合計2筆。面積5,921㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。作物は水稻を栽培する計画です。期間は県認可日から令和7年11月30日までとなっております。

続いて番号2番 土地の所在地、本堂字才能1262番、地目、田、面積、2,335㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。作物は、水稻を栽培する計画です。期間は県認可日から令和11年1月31日までとなっております。

説明は以上になります。

議長 議案第19号について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。番号1番。21番 岡村博晶委員。

21番 番号1番について、8月27日に現地確認と本人に話をしました。現在、水稻が作付され、周辺も整備されており、周辺農地に悪影響はありません。促進計画案のとおり特に問題ないと判断します。以上です。

議長 続きまして、番号2番。31番 武市敏男委員。

31番 番号2について、8月25日に借受人と現地を確認しました。借受人は、認定農業者ではありませんが、地区を代表する担い手の方です。農地を確認したところ、水稻をやるそうです。年間150日以上農作業に従事しており、周辺農地についてもきれいな草刈等を行っております。この内容についても、促進計画案のとおり、特に問題ないと判断します。以上です。

議長 議案第19号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 19 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく要請について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 19 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく要請について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 9 その他の件について議題とします。

事務局 まず自分の方から 2 点ほどあります。先ほど会の始まる前に 1 枚紙でお配りしているものです。

先月の 7 月総会の中で農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想の変更の中で農林水産課、高橋副課長が説明されたと思いますが、その中で掛水誠幸委員から質問があった新規就農者の支援制度に関します、離農制限についての回答を農林水産課からいただいておりますので、自分の方からご報告させていただきます。

3 つ制度がありまして、新規就農者育成総合対策給付金 49 歳以下の年 150 万円、最長 3 年間もらえる給付金になっていますが、離農制限が給付金の受給後 3 年間となっております。例えば令和 4、5、6 年度で受給した場合、令和 9 年度までに離農しなければ返還はないと。ただ途中で離農してしまった場合は、3 年間に満たない期間を月割り計算して返還という事のようにです。次に壮年就農給付金ですけど、50 歳から 65 歳未満の方が対象になるものです。これは 1 回 150 万円になってまして、離農制限は給付金の受給年度内になってます。途中で離農してしまった場合は、こちらも月割り計算で返還という事のようにです。最後に農業後継者支援給付金 65 歳未満の分ですが、これは 100 万円のやつです。第 3 者継承の場合は、150 万円の分の事業になりますが、これも離農制限は給付後 3 年間になってます。こちらも途中で離農してしまった場合は、月割り計算を行って返還ということで回答いただいておりますので、そのご報告となります。

事務局 次、自分から説明させていただきます。先月の総会で下元誠一郎委員が、外国籍の個人や法人の農地の取得時の申請について新聞で変更があるということをお聞きしまして、農業会議から回答を得ました。農地法の施行規則がこの 9 月 1 日から改正され、外国籍の個人、法人の農地の所有権の取得について、3 条申請の様式の見直しで改正されまして、9 月 1 日以降申請書に国籍の記載が盛り込まれるという流

れになりましたので報告をいたします。

もう1つ、利用状況調査になります。一応、今月末を目処として締め切りとさせてもらいますので、ご報告がまだの方はA分類とB分類が新たにある方はまたご報告していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。以上になります。

議長

他に何かありませんか。

なければ、その他の件については終了いたします。

これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

ご起立をお願いします。

議長

以上をもちまして、令和5年度 四万十町農業委員会8月総会を閉会いたします。
礼。ありがとうございました。

閉会 午後4時45分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和5年 月 日

会 長

署名委員 15 番

署名委員 23 番
